

議 事 概 要

会議の名称 令和6年度第2回長久手市国民健康保険運営協議会

開催日時 令和6年12月16日(月)午後1時30分から午後2時35分まで

開催場所 市役所会議室棟2階 会議室 H

出席者氏名

被保険者代表委員	松原 純二
被保険者代表委員	村田 昌克
被保険者代表委員	加藤 恵
国民健康保険薬剤師代表委員	吉村 尚子
公益代表委員	田川 佳代子
公益代表委員	加藤 千明
公益代表委員	篠壁 多恵
事務局 市長	佐藤 有美
福祉部長	川本 満男
同部次長	貝沼 圭子
保険医療課長	諸戸 洋子
同課長補佐	伊藤 弘憲
国保年金係長	寺島 卓哉
同主任	水口 利佳

傍聴者人数 1名

会議の公開・非公開 公開

議題

(諮問事項)

国民健康保険税所得定率減免の見直しについて

(報告事項)

- 1 令和7年度国保事業費納付金と税率改正について
- 2 国民健康保険保健事業について

問い合わせ先 長久手市福祉部保険医療課国保年金係

電話 0561-56-0618

議 事 録

1 あいさつ 会長 田川 佳代子

2 議事録署名者の指名

長久手市国民健康保険条例施行規則第6条第2項の規定により、村田昌克委員、吉村尚子委員を指名。

3 議題

(1) 国民健康保険税所得定率減免の見直しについて（諮問）

事務局 本日は、国民健康保険税所得定率減免の見直しについて、諮問をさせていただきます。

市長 あいさつ
諮問書読み上げ

事務局 市長は他の公務があるので、ここで退席させていただきます。

事務局説明 資料1により国民健康保険税所得定率減免の見直しについて説明

質疑応答・意見等

会長 一般会計繰入金の内訳について説明をお願いしたい。

事務局 一般会計からの繰入金は、法律に基づく繰入金と基づかない繰入金に分類される。法律に基づかない繰入れは法定外繰入と呼ばれ、その中でも、保険税収入の不足額を補う繰入金などは赤字繰入れに分類され、市町村の判断で実施する健診事業などに係る繰入金はその他に分類される。

委員 国保の財政運営は愛知県が主体となっているが、今回の内容は愛知県とも協議するのか。
また、市独自の施策は、県内で共通の認識でやっていくのか。

事務局 運営に関して、県と市町村が協議する連携会議という場があ

り、その中で国から示される方針などについて実施内容を協議しているが、今回のような個別の内容は議題にはあがらない。

まだ先になるが、今後、県も保険税水準の完全統一に向けて取り組んでいく予定なので、市町村独自の部分が各市町村で見直しの対象になっていくと考える。

委員 減免制度の開始時には、保険税の急激な上昇を緩和するための対応が必要であったが、その目的は達成した。また、今後、県全体で制度を統一していこうという流れがある中で、国保の加入者も少なくなっていくと見込まれ、国保の財政運営も厳しくなっていくことを考慮して、今回の見直しを行うという整理でよいか。

事務局 そのとおり。

委員 所得定率減免が廃止されても法令等に基づく低所得世帯の軽減制度はあり、この軽減の基準額が見直されているため、この軽減で対応できているという考え方でよいか。

事務局 そのとおり。基本的には物価高騰などの要因で引き上げの見直しがされており、それにより、法令等に基づく低所得世帯の軽減の対象になる世帯も一部ある。

委員 基本的には協会けんぽなどは、県単位で保険税率が決まっている。国保も市町村によって財政力は違うが、それでも、県内で保険税の負担の水準を合わせていきたいということか。

事務局 将来的に保険税率の県下統一を目指していると思うが、まずは、納付金及び保険税算定の方法や財源の基準を統一していく方針である。

委員 そうした流れの中では、長久手市独自でやっているものも徐々に縮小していかないといけないと考えてよいか。

事務局 そのとおり。

会長 それでは、諮問の内容について本協議会として意見をまとめる。協議の内容を踏まえ、長久手の国民健康保険事業の運営において、この所得定率減免の廃止は妥当と考え、諮問のとおりと答申してよろしいか。よろしければ、挙手をお願いする。

〈全員挙手〉

会長 それでは、諮問事項の資料 1 国民健康保険税所得定率減免の見直しについては、「諮問のとおり改正を行うことで異議なし」として市長に答申する。

(2) 令和 7 年度国保事業費納付金と税率改正について

事務局説明 資料 2 により令和 7 年度国保事業費納付金と税率改正について説明

質疑応答・意見等

委員 世帯の中で、社会保険加入者と国保加入者が混在している場合の影響はどのようなか。

事務局 所得割の引き上げが含まれているため、国保加入者の方に所得があれば、影響が出てくる。なお、保険税率の計算は国保加入者の所得のみを算定基礎とする。

委員 モデルケースでは給与所得者 1 人と仮定されているが、国保加入者でそのケースが多いということか。

事務局 給与所得者等の人数が軽減判定金額の算出に影響してくるので、推計を簡易にするためにそのような条件とした。
本市の場合だと、国保加入者 1 人の世帯が全体の 65%程度、2 人の世帯が 24%程度となっている。

会長 やはり加入者は、見通しを立てるため、自分がどのくらい保険税が上がるかを知りたいと思うが、ホームページ等に計算方法は載っているか。

事務局 ホームページに掲載している。エクセルシートも用意しており、自分の所得等入力することで試算もできるようになっている。

委員 減免廃止や税率改正といった内容は市民に広報するのか。

事務局 運営協議会での協議を公開していく中で公表を行っている。また、税率改正であれば条例改正の手続きが必要であり、議会の議決を経て公布するため、広報などでの周知は考えていない。

会長 国保事業の現状の周知も含め、市民にわかりやすい広報の仕方も検討するよう事務局に願います。

会長 その他ご質問がなければ、このことは、報告ということなので、委員の皆様にはご承知おきいただくようお願いする。

(3) 国民健康保険保健事業について

事務局説明 資料3により国民健康保険保健事業について説明

質疑応答・意見等

会長 特定保健指導は、頻回受診者に保健師が巡回して指導するものという理解でよいのか。

事務局 こちらは生活習慣の改善を目的に、特定健診を行った会場で、腹囲などの項目で保健指導の基準を超えた方に対して行うものである。頻回受診者に対するものではない。頻回受診者に対しては、別に通知などを行い実施している。

会長 頻回受診者に対する指導も今回の数値に含まれるのか。

事務局 今回の数値には含まれていない。

委員 長久手市の特定健診の受診率の目標は60%か。

事務局 60%である。

委員 特定健診を受けない人に話を聞いたことはあるか。

事務局 アンケートを取っているが、「めんどくさい」といった声などがある。

委員 そうだと思う。また、大丈夫だと自己判断している人も多いと思う。

委員 今年も特定健診を受診したが、受付の待ち時間が長かった。他からもそういった話を聞くので、そうした点が改善できないか。

事務局 がん検診の申し込みなどを行っているので、受付に時間がかかってしまうと把握しているので、改善を検討していきたい。

会長 その他ご質問がなければ、このことは、報告ということなので、委員の皆様にはご承知おきいただくようお願いする。

事務局 今後の開催予定について説明。

会長 以上をもって、令和6年度第2回長久手市国民健康保険運営協議会を終了とする。

午後2時35分終了